**一般社団法人イーストとくしま観光推進機構**

**公益社団法人日本観光振興協会・一般財団法人徳島県観光協会連携事業**

**徳島ナイトタイムエコノミー活性化業務**

**仕様書**

**１　業務名**

　　一般社団法人イーストとくしま観光推進機構（以下，「機構」という。）・公益社団法人日本観光振興協会・一般財団法人徳島県観光協会連携事業 徳島ナイトタイムエコノミー活性化業務

**２　目的**

　徳島県東部圏域の中核都市である徳島市のナイトタイムエコノミーの活性化を目的として，地域の多様な関係者と協働し，国外及び日本国内旅行中の外国人（主に欧米豪）向けに造成した，徳島市に宿泊しなければ体験できない“バーホッピングツアー”を始めとした現地発着コンテンツを機構及びSNSコミュニティサイトやトリップアドバイザー等を活用し，新たに作成したWEB上で予約できるプラットフォームに誘引し, 現地発着コンテンツ運営を実施する事業者を募集する。

**３　委託料上限額**

４，０００千円（消費税及び地方消費税を含む）

　　※業務実施に必要な調査費・通信費・交通費等の諸経費を含む。

　　※消費税及び地方消費税は，委託料に１１０分の１０を乗じて得た額である。

**４　委託期間**

　　業務締結の日から令和２年２月２５日（火）まで

**５　業務の内容**

1. 徳島市内発着の外国人（主に欧米豪）向けナイトタイムコンテンツの造成
   1. ２０コンテンツ以上について商品化の検討を実施すること。
   2. 商品化検討はSNS等の反響及び徳島在住外国人等の意見を参考にすること。
   3. 最終的には７コンテンツ以上を商品化すること。
   4. ナイトタイムコンテンツは概ね日没前後に開始するコンテンツとする。
   5. トリップアドバイザーなどWEB上の口コミ効果を最大限発揮できる仕様にすること。
2. 外国人（主に欧米豪）向け予約サイトの作成
   1. 作成した予約サイトは，機構のサイトと連携させること。
   2. 外国人（主に欧米豪）向けOTAとの連携を積極的に実施すること。
3. 飲食店，関係事業者及び通訳ガイド向け等の機構が主催する説明会のプログラム作成・実施
   1. “バーホッピングツアー”対象店舗へ実施事業の説明等を行うこと
   2. “サンセットクルーズ”などのナイトタイムコンテンツ関係事業者への説明等を行うこと
   3. 通訳ガイド希望者への事業内容の説明等を行うこと
4. 機構が実施する上記対応通訳ガイド養成講座等のプログラム造成
5. 機構の協議会や日本観光振興協会が開催する発表会への参加及び資料作成

（６）その他必要な業務

**６　体制及び人員について**

1. 本委託業務を遂行する為に必要な体制を確保するとともに，関連法規を順守し，効率的な運営を行うこと。
2. 本委託業務を総合的に把握し，機構及び関連する団体と調整を行う責任者を設け，連絡調整にあたること。
3. 本委託業務に必要となる法令等の規定に基づく申請や許認可手続きは受託事業者が責任をもって手続きすること。
4. 本委託業務を実施するにあたり，法令等により資格を必要とする場合には有資格者を確保すること。
5. 関係者に研修等が必要な場合には適宜実施すること。

**７****委託事業完了報告書等の提出**

令和２年２月２５日（火）までに，次の報告書を提出すること。

（１）事業実績報告書（Ａ４版用紙及び電子データ）　　　　　　　　　　　　１式

（２）造成コンテンツの電子パンフレット（Ａ４版用紙及び電子データ）　　　１式

（３）造成コンテンツの写真または動画（電子データのみ）　　　　　　　　　１式

（４）その他関係資料（Ａ４版用紙及び電子データ）　　　　　　　　　　　　１式

**８ 委託料の確定**

　　機構は，上記７により提出された委託事業完了報告書について，審査及び必要に応じて現地調査を行い，その内容が適正であると認めたときは，委託費の額を確定し，実施団体に通知するものとする。

**９ 事業の変更・中止**

（１）事業内容については，委託先決定後，機構と実施団体が協議を行い，内容，仕様及び委託料の詳細を決定する。その際，提出された企画提案書や事業実施計画書と異なる内容に決定する場合がある。

（２）契約書，仕様書及び事業実施計画書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は，機構

と実施団体が協議の上，決定することとする。

**10　一般的留意事項**

1. 受託者は，業務の遂行について随時報告を行うこと。
2. 業務を遂行する上で必要な資料等は，取材等により受託者において入手するほか，必要に応じて随時貸与する。なお，貸与した資料等の複製，複写の可否，返却については発注者の指示に従うこと。

（３）受託者は，業務期間はもとより期間終了後も，当該業務で知り得た機密，個人情報等の取り扱いについて厳守すること。

**11　その他事項**

（１）今回の業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第 ２７ 条・第 ２８ 条に規定する権利を含む），所有権等，その他の一切の権利は機構に帰属するものとする。ただし，受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識，技術に関する権利等（以下，「権利留保分」という。）については，受託者に留保するものとし，この場合，機構は，権利留保分についての当該権利を，使用期限の定めなく無償で非独占的に使用できるものとする。

（２）成果物は，発注者が自由に二次使用（加工，ホームページへの掲載等）できるものとする。

（３）受託者の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については，受託者が負うものとする。

（４）受託者は本事業公募に係るすべての書類，またその内容について，機構の許可なく譲渡，公開をしてはならない。

（５）特定された受託者は，本件業務を第三者に委託し，または請け負わせることはできない。ただし，あらかじめ機構の承認を受けた場合はこの限りではない。

（６）本業務仕様書に定めのない事項については，機構と協議するものとする。

以上